

成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約

(設置)

第1条 災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、成田駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的として、成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関すること
- (2) 帰宅困難者等への情報提供体制に関すること
- (3) 成田駅周辺における一時滞在施設に関すること
- (4) 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関すること
- (5) 帰宅困難者等の発生の抑制に関すること
- (6) 徒歩により帰宅するためのルート及びマップに関すること
- (7) 帰宅困難者等の対策訓練に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、帰宅困難者等に対する必要な支援に関すること

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会に参加を表明した者をもって構成する。

- (1) 鉄道事業者
- (2) 成田駅周辺に所在し、又は当該地域に関係する次の者
 - ア 大規模集客施設事業者
 - イ 民間事業者（アに掲げる者を除く。）
- (3) 千葉県
- (4) 自衛隊
- (5) 警察機関
- (6) 消防機関
- (7) 成田市
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会が認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長3人を置き、協議会で選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議には、会長が必要と認める関係者を出席させ、説明させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、成田市危機管理主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成28年12月22日から施行する。